日本学術会議業務方法書

（令和８年１０月１日　内閣総理大臣認可）
令和８年１０月１日制定

目次

第１章　総則（第１条～第２条）
第２章　業務の方法に関する事項（第３条～第７条）
第３章　業務委託の基準等に関する事項（第８条～第９条）
第４章　競争入札その他の契約に関する基本的事項（第１０条）
第５章　業務の適正を確保するための体制の整備等に関する事項
（第１１条～第２７条）
第６章　雑則（第２８条）
附則

第１章　総則

（目的）

第１条　この業務方法書は、日本学術会議法（令和７年法律第７０号。以下「法」という。）第５２条において準用する独立行政法人通則法（平成１１年法律第１０３号。以下「準用通則法」という。）第２８条第１項及び日本学術会議の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する内閣府令（令和８年内閣府令第７２号）第１４条の規定に基づき、日本学術会議（以下「学術会議」という。）の業務の方法について基本的事項を定め、もってその業務の適正な運営を図ることを目的とする。

（業務運営の基本的方針）

第２条　学術会議は、我が国の科学者の内外に対する代表機関として、学術の向上発達を図るとともに、学術に関する知見を活用して社会の課題の解決に寄与するため、法第３７条に規定する業務の効果的かつ効率的な運営を図るものとする。

第２章　業務の方法に関する事項

（学術に関する重要事項の審議及び実現）

第３条　学術会議は、法第３７条第１号の規定に基づき、学術に関する重要事項を審議し、その実現を図るため、日本学術会議会則（令和８年日本学術会議規則第１号。以下「会則」という。）第３４条第１項に規定する意思の表出を行

う。
２　学術会議は、前項に規定する業務に関し、その手続等を定める規程を整備するものとする。

（学術に関係する者の間における連携の確保及び強化）
第４条　学術会議は、大学、研究機関、学会その他の学術に関係する者との間における連携の確保及び強化を図るため、次の各号の活動を行う。
（１）会則第３５条第１項に規定する地区会議の活動
（２）会則第３６条第１項に規定する日本学術会議協力学術研究団体との協力
２　学術会議は、前項に規定する業務に関し、その運営等を定める規程を整備するものとする。

（学術に関係する者の間における連携の確保及び強化並びに学術に関する研究を円滑に進めるための社会環境の整備）
第５条　学術会議は、シンポジウム、フォーラム等の開催その他の方法により、大学、研究機関、学会その他の学術に関係する者の間における連携の確保及び強化並びに学術に関する国民の関心及び理解の増進その他の学術に関する研究を円滑に進めるための社会環境の整備を図るものとする。
２　学術会議は、前項に規定する業務に関し、その運営等を定める規程を整備するものとする。

（学術に関する外国の団体及び国際団体との交流）
第６条　学術会議は、次に掲げる活動の実施により、学術に関する外国の団体及び国際団体との交流に関する業務を行うものとする。
（１）法第４１条に規定する国際団体への加入
（２）前号に掲げるもののほか、会則第３８条第１項に規定する国際活動の実施及び同条第２項に規定する共同声明の発出
２　学術会議は、前項に規定する業務に関し、その基準、手続等を定める規程を整備するものとする。

（附帯業務）
第７条　学術会議は、法第３７条第５号の規定に基づき、第３条から前条までに定める業務に附帯する業務を行うものとする。

第３章　業務委託の基準等に関する事項

（業務の委託）
第８条　学術会議は、第３条から前条までに規定する業務について、他に委託して実施することが効率的であると認められる場合は、その一部を外部の者に委

託することができる。
２　学術会議は、前項の規定により外部の者にその業務の一部を委託しようとするときは、当該業務を受託する者（以下「受託者」という。）を、第１０条に定める競争入札その他の適切な方法で選定するものとする。
３　学術会議は、第１項の規定により外部の者にその業務の一部を委託しようとするときは、別に規程で定めるところにより、受託者と業務の委託に関する契約を締結するものとする。

（業務の受託）
第９条　学術会議は国、地方公共団体、公益法人その他の団体等の委託を受けて第３条から第７条に規定する業務を行うことができる。
２　学術会議は、前項の規定により業務の委託を受けようとするときは、別に規程で定めるところにより、当該業務を委託する者と業務の受託に関する契約を締結するものとする。

第４章　競争入札その他の契約に関する基本的事項

（競争入札その他の契約に関する基本的事項）
第１０条　学術会議は、売買、貸借、請負その他の契約を締結する場合においては、原則として、全て公告して申込みをさせることにより競争に付すものとする。ただし、一般競争に付することが契約上不利と認められる場合、契約の性質又は目的が競争を許さない場合その他の別に規程で定める場合は、指名競争又は随意契約によることができるものとする。

第５章　業務の適正を確保するための体制の整備等に関する事項

（内部統制に関する基本方針）
第１１条　学術会議は、会員及び職員の職務の執行が、法、準用通則法又は他の法令に適合することを確保するための体制その他の学術会議の業務の適正を確保するための体制を整備するとともに、継続的にその見直しを図るものとする。

（会員等の倫理に関する事項）
第１２条　学術会議は、会員及び職員の倫理に関する規程等を定めるものとする。

（総会に関する事項）
第１３条　学術会議は、日本学術会議規則において、次の事項を定めるものとする。

（１）議事の手続
（２）総会の職務及び職務の委任に関すること
（３）議事録の作成及び公表に関すること
（４）オンライン出席の取扱い、傍聴その他の総会の運営に関すること

（役員会に関する事項）
第１４条　学術会議は、日本学術会議規則において、次の事項を定めるものとする。
（１）役員会の運営等
（２）役員会への委任事項
（３）副会長の事務分掌

（中期的な活動計画等の策定及び自己点検評価に関する事項）
第１５条 学術会議は、中期的な活動計画、年度計画（以下「中期的な活動計画等」という。）及び自己点検評価を通じて、業務運営の実施、実績の評価及び改善に関する自律的な循環を整えられるよう、必要な規程等を整備するものとする。

（内部統制の推進に関する事項）
第１６条　学術会議は、内部統制の推進に関する規程を整備するものとし、同規程には、次の事項を定めるものとする。
（１）役員を構成員とする内部統制に関する重要事項を審議する合議体の設置
（２）内部統制の責任者、内部統制を担当する役員の決定
（３）内部統制推進部門の指定
（４）内部統制の責任者、内部統制を担当する役員、内部統制推進部門間における報告会の実施
（５）内部統制を担当する役員から（１）の合議体への報告及び改善策の検討
（６）内部統制を担当する役員と職員との面談の実施
（７）内部統制を担当する役員によるモニタリング体制の運用
（８）内部統制推進部門におけるモニタリング体制の運用
（９）研修会の実施
（１０）コンプライアンス違反等の事実発生時における対応方針等
（１１）反社会的勢力への対応方針等

（リスク評価と対応に関する事項）
第１７条　学術会議は、業務実施の障害となる要因を事前にリスクとして識別、分析及び評価し、当該リスクへの適切な対応を可能とする規程を整備するものとする。

（情報の適切な管理及び公開に関する事項）

第１８条　学術会議は、情報の適切な管理及び公開に関し、文書管理規程等を整備し、学術会議の意思決定に係る文書が適切に管理されることを担保するとともに、財務情報を含む法人情報について、インターネット等により広く公開するものとする。

（情報セキュリティの確保及び個人情報保護に関する事項）

第１９条　学術会議は、情報セキュリティの確保及び個人情報保護に関する規程を整備するものとし、同規程には、次に掲げる事項を定めるものとする。

（１）情報システムのぜい弱性対策、アクセスログの定期的点検、情報リテラシーの向上等の情報セキュリティの確保に関する次に掲げる事項

イ　情報システムに関するリスクに対するコントロールが適切に整備・運用されていることを担保するための有効な手段の確保に関する事項

ロ　システム管理を外部に委託している場合を含む情報漏えいの防止に関する事項

（２）個人情報保護に関する次に掲げる事項

イ　個人情報保護に係る点検活動の実施に関する事項

ロ　「独立行政法人等の保有する個人情報の適切な管理のための措置に関する指針（平成１６年９月１４日総務省行政管理局長通知）」の遵守に関する事項

（情報システムの整備及び利用）

第２０条　学術会議は、情報システムの整備及び利用により、職員から会員等に学術会議の運営や業務を行うに当たって必要な情報が確実に連絡される仕組みを構築するとともに、業務運営の効率化を図るものとする。

（監事及び監事監査に関する事項）

第２１条　学術会議は、監事及び監事監査に関する規程を整備するものとし、同規程には、次の事項を定めるものとする。

（１）監事に関する事項

イ　監事監査に関する規程の整備に対する監事の関与

ロ　会長と意思疎通を確保する体制

ハ　補助者の独立性に関する事項

ニ　監事の権限の明確化

ホ　監事と会長との会合の定期的な実施

（２）監事監査に関する事項

イ　監事監査に関する規程に基づく監査への協力

ロ　補助者への協力

ハ　監査結果に対する改善状況の報告

ニ　監査結果の内閣総理大臣及び会長への報告

（３）監事によるモニタリングに必要な次の事項

イ　監事の役員会等の重要な会議への出席

ロ　業務執行の意思決定に係る文書を監事が閲覧・調査できる仕組み

ハ　監事と内部監査担当者との連携に関する事項

ニ　役員（監事を除く。）、役員以外の会員又は職員の不正、違法、著しい不当事実の監事への報告義務

ホ　監事から文書提出や説明を求められた場合の役員（監事を除く。）、役員以外の会員又は職員の応答義務

（内部監査）

第２２条　学術会議は、内部監査担当者を設置し内部監査を実施するとともに、内部監査の結果に対する改善措置状況を会長に報告するものとする。

（内部通報及び外部通報に関する事項）

第２３条　学術会議は、内部通報及び外部通報に関する規程を整備するものとし、同規程には、次の事項を定めるものとする。

（１）内部通報窓口及び外部通報窓口の設置

（２）内部通報者及び外部通報者の保護

（３）内部通報及び外部通報が、内部統制を担当する役員や監事に確実にかつ内密に報告される仕組みの整備に関する事項

（入札及び契約に関する事項）

第２４条　学術会議は、入札及び契約に関する規程等を整備するものとし、同規程等には、次の事項を定めるものとする。

（１）入札不調等により中期的な活動計画等の達成が困難となる場合の対応

（２）談合情報がある場合の緊急対応

（３）契約事務の適切な実施、相互けん制の確立

（４）随意契約とすることが可能な場合の明確化

（補助金の算定に資する情報提供）

第２５条　学術会議は、翌年度の補助金の算定のため、次の事業年度において実施しようとする主な活動であって、年度計画に位置付けることが見込まれるものについて、毎年７月末日までに、内閣府に情報提供を行うものとする。

（会員の選任及び解任）

第２６条　学術会議は、会員の選任及び解任に関する事項について、日本学術会議規則を定めるものとする。

（職員の人事管理）

第２７条　学術会議は、職員（非常勤職員を含む。）の懲戒基準を就業規則に規定するとともに、業務の適正を確保するための定期的な人事異動や長期在職者の存在把握等により、人事を適正に管理するものとする。

第６章　雑則

（その他の業務の方法）

第２８条　学術会議は、この業務方法書に定めるもののほか、業務の方法に関し必要な事項について規程を定めることができる。

附　則

この業務方法書は、内閣総理大臣の認可のあった日から施行し、令和８年１０月１日から適用する。